

入札契約制度の改正について

令和6年3月8日

倉敷市の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 余裕期間制度の試行導入について

(1) 改正内容

施工時期の平準化に向けた取組みとして、余裕期間制度の試行導入をおこないます。

(2) 概要

発注者は、工事ごとに余裕期間（工期の30%以内かつ90日以内で設定）を考慮した工事開始期限日を指定し、落札者は、工事の始期（工事開始日）を選定できるようになります。

工事開始日までは技術者及び現場代理人の配置は不要です。

(3) 対象工事

一般競争入札（条件付）で発注する案件のうち、第1四半期に契約予定で、一定の余裕期間を確保できる工事の中から年間数件程度を試行する予定です。

(4) 改正時期

令和6年4月1日以降の入札公告分から

2 一般競争入札（条件付）における入札参加資格要件（建設業許可、配置技術者の資格）について

(1) 改正内容

設計金額9,000万円以上（現行8,000万円）の工事は、「特定建設業の許可を受けていること」及び「監理技術者を配置すること」を入札参加資格要件とします。

(2) 改正時期

令和6年4月1日以降の入札公告分から

3 現場代理人の常駐義務緩和について

(1) 改正内容

現場代理人が兼任できる要件のうち、「現場代理人として従事している工事及びこれから従事しようとする工事の当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の2分の1）の合計」を4,000万円未満（現行3,500万円）に改めます。

(2) 改正時期

令和6年4月1日

4 配置技術者の変更を認める工事の範囲について

(1) 改正内容

配置技術者を変更できる要件を次のとおり改めます。

【現 行】

次のいずれかの要件に該当する場合は受注者からの協議に対して承諾することにより技術者の変更を認めます。

- ① 死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合
 - ② 一つの契約工期が多年に及ぶダム、トンネル等の大規模な工事
 - ③ 請負金額が2, 500万円（建築一式工事の場合は5, 000万円）未満の工事
- 注 交代の時期が工程上の一定の区切りであるなど、工事の施工に影響がないと認められることが必要です。

【改正後】

次のいずれかの要件に該当する場合は受注者からの協議に対して承諾することにより技術者の変更を認めます。

- ① 死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合
 - ② 一つの契約工期が多年に及ぶダム、トンネル等の大規模な工事
 - ③ 請負金額が4, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）未満の工事
- 注 真にやむを得ない場合を除いて、交代の時期が工程上の一定の区切りであること、交代前後の技術者相互及び発注者を含めた協議、引継ぎのための一定の期間を交代前に設ける等、工事の継続性や工程管理、品質確保等工事の施工に影響がないと認められることが必要です。

(2) 改正時期

令和6年4月1日

5 様式等の変更について

(1) 改正内容

- ① 契約締結時に提出する「工程表」を廃止し、「実施工程表」に統合します。
- ② 現場代理人等の兼任等に係る様式を変更します。

(2) 改正時期

令和6年4月1日

倉敷市総務局総務部契約課
電話 086-426-3171
FAX 086-426-4234